

平成 2 4 年 1 2 月 3 日 付 け 監 査 委 員 告 示 第 9 号 公 表 分

市民部

市民交流課（津市雲出市民センター）

監査の結果	指定管理者の自主事業及び津市雲出市民センターの浴室施設について（指定管理） 津市雲出市民センターは、公の施設としての存続が必要なものとして、また、市民サービスの質的向上や経費の節減など、効果的な施設運営が期待できるものとして、指定管理者制度を導入しているが、本市は指定管理料として、毎年約 1, 9 0 0 万円を津市雲出市民センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に支出し、その経費は運営委員会の歳入総額の約 9 5 パーセントを占めている状況である。 本市において指定管理者制度を導入している公の施設の中には指定管理料を支出せず、指定管理者の自主財源のみで運営しているものもある中で、より効率的・効果的な施設の維持管理を行う観点から、所管部局にあっては、浴室施設の利用料金の設定をはじめとした当該浴室施設の在り方について検討されたい。
措置の内容	雲出市民センター別館の浴室施設は、配管設備等の老朽化により、令和 2 年 4 月 1 日より休止とした。今後の浴室施設の在り方については、令和 4 年 1 1 月 1 4 日に開催された「第 4 0 回津市公共施設等総合管理計画推進会議」において、現在の雲出出張所を解体し、出張所機能及び出張所内にある地域活動支援機能を雲出市民センター別館内に移転集約する方向で協議を行ったが、「改修した浴室へのお出張所の機能移転についての承認は困難」との方針が示された。 この方針を受け、当該浴室施設の在り方については、地元に対し浴室の廃止及び会議室等への機能移転はできない旨を説明し、理解が得られている。